

一時保育利用者 各位

四街道市健康こども部保育課長

令和5年度 一時預かり利用者負担軽減事業のご案内  
(令和5年4月～令和6年3月分)

一時預かり利用者負担軽減事業は、低所得世帯等の児童が一時保育を利用した場合、当該児童の保護者が支払う利用者負担額の一部を補助するものです。ただし、補助額に上限があります。給付の内容及び申請方法については以下を参照ください。

1 給付の内容

対象者	四街道市に住民票があり、次の①～④のいずれかに該当する方
	①生活保護受給者（一時保育利用日において受給者であること） ②住民税非課税世帯 ③年収360万円未満世帯（世帯の市町村民税所得割合算額77,101円未満） ④その他要支援児童のいる世帯
補助基準額	①児童1人当たり日額上限3,000円 ②児童1人当たり日額上限2,400円 ③児童1人当たり日額上限2,100円 ④児童1人当たり日額上限1,500円 ※幼児教育・保育無償化の対象となるものは補助を受けることはできません

2 提出書類

- ①四街道市一時預かり利用者負担軽減事業交付申請書
- ②利用者負担額（食費等を含む）の支払いを証する書類（領収証等）
- ③父母分の課税証明書※

※提出が必要な対象者

令和5年4月～8月利用分の場合

令和4年1月1日時点で四街道市に住民票がない場合に提出ください

令和5年9月～令和6年3月利用分の場合

令和5年1月1日時点で四街道市に住民票がない場合に提出ください

3 提出期限・提出先

令和6年4月12日（金）までに四街道市役所保育課へ提出（郵送も可）

4 問合せ先

四街道市健康こども部保育課 保育係  
電話：043-421-2238